

中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託事業者選定委員会の会議記録

会 議 の 名 称	中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託事業者選定委員会
開 催 日 時	令和6年12月20日（金） 9時30分から12時00分まで
開 催 場 所	中町ビル 2階 会議室A・B
出 席 者	水野委員長，大倉副委員長，高山委員，岡田委員 【出席人数 5人／全5人中】 （事務局）小玉学校教育課副参事、黒崎学校教育課主査
議 題 （内 容）	◎委員長・副委員長の選出 ◎会議の公開・非公開の決定 ◎プレゼンテーション審査 ◎総合評価 ◎その他
傍 聴 定 員	－（非公開のため）
担 当 部 署 （事 務 局）	（担当課名）教育部 学校教育課 教育センター （電 話）06-6902-6912（直通）

事務局

定刻となりました。

開催に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず一番上から・議事次第になります。

次に資料1：事業者選定委員会 名簿になります。

次に資料2：中学生放課後学習支援Kadoma塾事業業務委託事業者選定委員会設置要領になります。

次に資料3：審議会等の会議の公開に関する指針になります。

次に資料4：中学生放課後学習支援Kadoma塾事業業務委託 募集要領になります。

次に資料5：中学生放課後学習支援Kadoma塾事業業務委託 仕様書になります。

次に資料6：中学生放課後学習支援Kadoma塾事業業務委託プロポーザル 評価基準になります。

資料4～6の募集要領・仕様書・評価基準はHPに公開しております。

次に資料7：プレゼンテーション審査予定表になります。

以上が配布資料になります。

お手元のない資料はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託業者選定委員会を開会します。

まず初めに事務局より委員の皆様方をご紹介します。

お手元の「資料1 事業者選定委員会 委員名簿」をご覧ください。

読み上げさせていただきます

(事務局から委員を紹介)

(事務局の紹介)

< 委員長、副委員長の選出 >

事務局

それでは、まず最初の案件「委員長、副委員長の選出」に入りたいと思います。お手元の資料2「中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託事業者選定委員会設置要領」第3条の規定により、委員長は、教育部長の職にある者とし、副委員長は教育部次長の職にある者と定めることとなっております。

<委員長・副委員長の選出>

それでは、委員会を代表しまして、委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長

本日は中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託事業者の選定ということで、生徒たちの学習支援の推進に向けて非常に大事な役割を果たす事業だと思います。是非とも、よい事業者の選定になりますよう、皆様のご意見を頂きながら進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、この後の進行を、委員長をお願いいたします。

< 会議の公開・非公開について >

委員長

それでは、2つ目の案件「会議の公開・非公開について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料、「資料3 審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。本市におきましては、指針の第3条において、審議会等の会議は公開するものとして

おります。ただし、門真市情報公開条例（平成 11 年門真市条例第 14 号）第 6 条各号に掲げる不開示情報に該当する情報に関し審議等を行う場合会議を公開しないことができます。

事務局といたしましては、本選定委員会の会議につきましては、非公開とすることが適切と考えております。理由は、委員の皆さまの率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当にそこなわれる恐れがあること、また、応募者のアイデアなどが公開されることにより参加事業者に不利益を及ぼす恐れがあるためです。

このことについて、ご検討をお願いします。

なお、非公開とさせていただく場合、会議録につきましては、発言、趣旨などを把握できるようにしたうえで、参加事業者に不利益を及ぼさない形での全文筆記とさせていただき、ホームページ等において公開させていただきたいと考えております。

皆さま、ご検討をよろしくお願いいたします。

委員長

説明は終わりました。何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

意見がないようでしたら、本選定委員会を非公開とし、会議録については事務局提案どおりでよろしいでしょうか。

委員一同

異議なし

委員長

それでは、3 つ目の案件です。

令和 7 年度の中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業における事業者の選定について、審査を行います。審査について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明申し上げます。

資料 4 「中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託 募集要領」及び資料 5 「中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託 仕様書」に基づき、令和 6 年 11 月 6 日より中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託事業者の募集を行い、令和 6 年 11 月 29 日に受付を締め切りました。

この度は、3 者の応募があり、3 者とも参加資格を満たしておりましたので、全応募者の提案資料を、事前に委員全員に配付させていただいております。

本日は、資料 6 事業者審査基準に基づいて審査をお願いします。

それでは、審査の基準につきましてご説明いたします。

「資料6 中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託プロポーザル 評価基準」の「1 審査及び評価」をご覧ください。

中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託プロポーザル選定委員会は、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な委託事業者を選定するため、プロポーザル参加者の企画提案書類を受け、プレゼンテーションを実施し、評価基準に基づき総合的に審査及び評価を行うものですので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に「2 選定方法」をご覧ください。

プレゼンテーション審査の評価項目並びに配点につきましては、「評価基準表」の評価項目ごとに採点し、合計点数の満点は1人200点となります。

委員の皆様には、「実施計画～独自提案」の評価項目の評価点について、各項目1～5点で点数のご記入をお願いいたします。

各審査項目の配点は10点～30点となりますので、委員の皆さまに採点していただきました点数を素点とし、各項目の配点ごとに素点を事務局にて2倍～6倍に換算させていただきます。

ただし、会社概要・受託実績に関しては提出された提案書に基づいて3者とも事前に入力しております。

また、「基本審査」と「企画提案」を合算した評価点が満点（200点）の6割である最低基準点（120点）に満たない提案者は対象外とし、選定委員ごとにすべての評価項目の合計である総合評価点（200点×5人=1000点）が高い提案者順に順位をつけます。また、同点の場合はその中で、審査項目の優先順位の高い項目で順位をつけます。

審査結果は、審査終了後に契約候補者のみを実名とし、それ以外は名前を伏せた形で、参加事業者全者の得点をホームページに公表いたします。

以上の事務局案について、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上で、選定方法、審査基準の説明を終わります。

委員長

ありがとうございました。

審査につきまして、事務局が提案した審査基準に基づき審査を行うということでしょうか。また、記入方法について、何か事務局にご意見、ご質問はございませんか。

委員一同

異議なし

委員長

プレゼンテーションの審査順や時間配分について、事務局より説明してください。

事務局

ありがとうございます。資料7「審査予定表」をご覧ください。今回の審査対象は、3者です。申請順に、《 A社 》《 B社 》《 C社 》で、審査もこの順に行います。

各応募者のプレゼン時間は、20分です。時間になりましたら、途中でであっても止めさせていただきますので、ご了承ください。と思います。

プレゼン後、10分～20分の質疑応答の時間をとらせていただきますので、委員の皆さまからご質問をお願いいたします。なお、採点表の回収は全ての応募者のプレゼンテーション審査が終了した後に行います。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

< プレゼンテーション審査 >

委員長

それでは、これからプレゼンテーション審査に移らせていただきますので、参加事業者を入室させてください。

事業者入室 《 A社 》

事務局

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。はじめに20分以内でプレゼンテーションを行ってください。プレゼン終了3分前と1分前に合図をいたします。20分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が委託事業者として中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業を行っていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

A社 プレゼン終了

※プレゼンテーションについては、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員長

それでは、質疑応答に移ります。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは、質疑応答の方に移らせていただきます。いかがでしょうか。

委員

いろいろな問い合わせが寄せられると思うのですが、一番多いのはどんな内容でしょうか。あと、それに対してどのような対応を行っていたのか教えていただきたいです。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

組織体制をみても慣れていらっしゃる印象を受けましたが、5名体制で2部屋に分かれてという形で対応されると思いますが、具体的な動きみたいなのところをお願いしてよろしいでしょうか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

独自提案いただいていることについて2点お聞かせいただきたいのですが、1点目が映像授業、門真市の全中学生へ無料配布と書いていただいているのですが、Kadoma塾、受講者以外も含めた門真市に在籍する全生徒が無料で見れますという理解でいいのかどうか、他の自治体でこのような取り組みをされて評判はどうか。声があったらお聞かせください。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

受講予定者も含めた全員への個別面談ですが、保護者も含めた3者面談に力を入れておられるという印象を受けましたが、理由と、成果をお聞かせいただきたいです。受講者が増加した場合、面談実施の費用が増加すると思われますがご提案いただいている見積書の金額内で実施可能でしょうか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

生徒さんの中には馴染めない、塾に通うのが難しいという方もいらっしゃるかと思いますが、電話相談、line 相談など幅広くサポートされていますが対応された例とかあれば教えてください。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

講師の方は、講師経験が1年から5年ぐらいということですが、若い方なのか、本業以外か非正規アルバイトかどのような方なのか教えてください。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

プレゼンテーション、ありがとうございました。

今回、この事業に、派遣される、講師の方は、社員の方なのか、アルバイトの方なのか、どのような方が、派遣していただけるのかっていうところと、派遣にあたって、どういうところを重要視しているかお聞かせ願いたいです。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

はい、ありがとうございます。もう1点いいですか。色々、他の自治体とかでも色々実績があると思いますが、クレームなり苦情なり、そういった対応っていうのはあると思うのですが、今までそういう対応に苦労したことがあれば教えていただきたいです。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

本市のKadoma塾事業では、毎年、途中で、生徒が塾に足が向かなくなる、続かなくなるケースも散見されています。そういった場合は何が原因なのかなというのを確認していきますと、例えば、塾に入るのは初めてで、学校での勉強も苦手であるという

ような生徒が塾に来た場合に、通常多いのが学校よりも先取りみたいな形で初めて習うのは塾みたいなケースもあります。

その場合、勉強苦手なのについていけない、その内容についての宿題を出されてもその宿題をこなせないということで、負担に感じていくということも多いのかと思っていました。集団でのご指導をお願いしている以上、難しい部分もあるかと思うのですが、そういった、勉強苦手な子に対する丁寧なアプローチみたいなことについてお聞かせいただけますでしょうか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

わかりました。ありがとうございます。

委員

はい、他はいかがですか

委員

私からも数点ご質問させていただきたいのです。先ほど、ご説明いただいた中に、外部模試を団体受験してその費用は受講者の負担というご説明あったと思うのですが、仕様書で、1番最後のページに模擬試験のテストの問題は企画者において用意することと書かせていただいております、これはどのような模擬試験をイメージされているのかお聞かせください。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

お答えいただいたのは、受講者が負担する分ですね。

一方で、費用内に入れていただいている模擬試験はどのようなものを教えて下さい。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。もう1点、保護者からの連絡については、授業開始1時間前から終了30分まで対応いただくようにという提案ですが、これは電話ですか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。

委員

そうしましたら、私から3点ほど。まず、理念のところでお話いただいた子どもたちの個性を多面的に捉えて多様な教育活動を充実させていくことが大切だという話の部分です。まさしく学校でも同じような観点、非常に大事な時代になってきており、これを具体的に塾というか教室の中で多面的なものであるとか、実現できるようになったというそういったことはありますか。1点目です。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

わかりました。2つ目です。人員体制をイメージしたいのですが、例えば、教室にどういうアシスタント、どういう先生方が何人ぐらいいて、逆に保護者からの問い合わせがあった時に、何人ぐらいのスタッフで、その電話を受けるか、そういうのに対してはどうですか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

例えば、先生とアシスタントの先生2人ずつは厳しいでしょうか。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

わかりました。

委員長

最後です。他社と比較をした時に、御社独自の取り組みと言いますか、独自の提案みたいなアピールをすることであれば、教えて下さい。

A社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。まだ質問ある方ございますか。

質疑応答終了

委員長

それでは、これで審査を終了します。審査結果につきましては、1月下旬に通知いたします。ご苦労様でした。

事業者入室 《B社》

事務局

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。はじめに20分以内でプレゼンテーションを行ってください。プレゼン終了3分前と1分前に合図をいたします。20分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が委託事業者として中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業を行っていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。

それでは、プレゼンテーションを始めてください。

B社 プレゼン終了

※プレゼンテーションについては、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員長

それでは、質疑応答に移ります。

委員

生徒とか保護者からの苦情もあると思いますが、内容と、どのように対応されたか事例があれば教えてください。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

家庭学習の定着というのが課題ですが何か工夫されたことはありますか。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

初めて来られる方とか。馴染めない方も多くて退塾される方もおられるという、もったいない話ですので何かそのあたり対応されたとか何かありましたらおねがいします。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

2点ありまして、1点目は追加募集に24名の希望者があり入塾試験に参加しましたと記載がありますが増加した要因をお聞かせいただけますか。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

2点目、令和6年度に参加している受講生のところに次年度は適時、学習フォローを行うことをご提案いたしますというところですが、具体的にお聞かせください。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

独自提案の中に模試の提供とありますが、その取り組みについて具体的に手続きなど教えてください。御社で手続きして頂けるのでしょうか。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

派遣される講師は、管理責任者、アシスタント講師ということですが、その方というのは、基本社員の方なのか、アルバイトなのか、どういう立ち位置の方なのか、独自の採用基準があるということですが、どういうところを重視して、御社の採用をおこなっているのか、気をつけているところとか、注視しておられるところがありましたら教えてください。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

各自治体での案件も数多くあると思うのですが、学習支援や授業の中で、色々対応に困ったといった事例があれば教えていただきたいのと、組織として、そういう事例にどう対応されるかというところ、お伺いしたい。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

本事業で、課題の1つが、この塾の生徒が通うにつれて、途中で出席率が落ちてくるというケースがあることです。何につまずいているのかなというのを見ていくと、やはり勉強が非常に苦手な子で、学校でも勉強にもついていきにくい。塾に行くと、さらにレベルの高い内容であったり、学校で習ってないものであったり、どうもついていけない。宿題とかも出していただいているけども、結局、家でも宿題ができないため、行きにくいなっていうところが積み重なってだんだんと足が遠のくっていうケースがあるみたいですね。

ご提案では、その辺りの配慮として、手厚い人員体制をご提案いただいているなど感じているのですが、アシスタント講師の配置とか、そういう人員以外で、内容の工夫とか、別のお考えがあったらお聞かせいただきたい。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

3点ご質問させていただきます。まず1つ目ですけど、今、ご説明いただいたもの、この資料でいただいている提案書のものは、全て、費用内のものと考えていいのか、この中でどこかの部分は別途保護者負担の部分があるのかっていうのをお聞かせください。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。2点目は、模擬テスト等で子どもたちの学力を客観的に見ていくことが大事だと思うのですが、学力の客観的把握について考えておられることを教えて下さい。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。

最後の質問ですが、高校受験に向けての、進路指導等のところについても、少しお考えいただいているということですが、もう少し具体的に、進路相談などをどのように行っていただけるか、教えてください。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。最後の質問ですけれども、独自提案のところで、ご紹介いただいていたけど、何か他社さんと比べた時に、御社の1番の強みはどんなところでしょうか。

B社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。

＜質疑応答終了＞

委員長

それでは、これで審査を終了します。審査結果につきましては、1月下旬に通知いたします。ご苦勞様でした。

事業者入室 《 C社 》

事務局

それでは、これよりプレゼンテーション審査を始めます。はじめに20分以内でプレゼンテーションを行ってください。プレゼン終了3分前と1分前に合図をいたします。20分後にタイマーが鳴りましたら、ただちにプレゼンテーションを終了してください。その後、委員から質問を行いますので、簡潔明瞭にお答えください。

なお、審査で発言された内容は全て記録され、御社が委託事業者として中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業を行っていただくにあたり遵守すべき事項となりますので、ご承知おきください。それでは、プレゼンテーションを始めてください。

C社 プレゼン終了

※プレゼンテーションについては、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする

委員長

それでは、質疑応答に移ります。

委員

保護者、児童生徒から苦情とかクレームも少なからずあると思いますがどのように対応されているのか教えてください。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

当日、講師が体調不良で欠席になった場合の対応はどうか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

指導の人員体制は2教科で2部に分かれていて、リーダーとサブという形で実施されると記載されていますが、施設管理業務、欠席対応業務、体調不良、トラブルなどあると思いますが、サブの方が対応されるということですか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

サブの方が常に教室内にいるという状況ではないということですね。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

今のスタッフの配置部分で、仕様書以外の独自提案というか、手厚いようなご提案いただいているのかなと思いますが、それ以外に独自に提案いただいていることがあったら少し詳しくこの資料を基にご説明いただきたいというのと、他社には負けない御社の強みがあったらお聞かせください。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

今回、経済的な理由、家庭の事情など学習機会が恵まれない方が多く参加されるかと思いますが、初めての塾への参加という事もあり、行きたくないなど色々あるかと思いますが今までご対応されたケースなどありましたら教えてください。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

面談についてですが、生徒、保護者、この事業の間にどれぐらいの期間で何回ぐらい想定されているのか、定期的な想定があれば教えていただきたいということと、外部模試の受験について詳しく教えてください。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。色々、他の自治体とかでも色々実績があると思いますが、クレームなり苦情なり、そういった対応っていうのはあるとは思うのですが、今までそういう対応に苦労したことがあれば教えていただきたいです。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

本市のKadoma塾事業では、毎年、途中で、生徒が塾に足が向かなくなる、続かなくなるケースも散見されています。そういった場合は何が原因なのかなというのを確認していきますと、例えば、塾に入るのは初めてで、学校での勉強も苦手であるというような生徒が塾に来た場合に、通常多いのが学校よりも先取りみたいな形で初めて習うのは塾みたいなケースもあります。

その場合、勉強苦手なのについていけない、その内容についての宿題を出されてもその宿題をこなせないということで、負担に感じていくということも多いのかと思っています。集団でのご指導をお願いしている以上、難しい部分もあるかと思うのですが、そういった、勉強苦手な子に対する丁寧なアプローチみたいなことについてお聞かせいただけますでしょうか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

私からも数点ご質問させていただきたいのです。先ほど、ご説明いただいた中に、外部模試を団体受験してその費用は受講者の負担というご説明あったと思うのですが、仕様書で、1番最後のページに模擬試験のテストの問題は企画者において用意することと書かせていただいております、これはどのような模擬試験をイメージされているのかお聞かせください。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

ありがとうございます。保護者からの連絡については、授業開始1時間前から終了30分まで対応いただくようにという提案ですが、これは電話ですか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

人員体制をイメージしたいのですが、例えば、教室にどういうアシスタント、どういう先生方が何人ぐらいいて、逆に保護者からの問い合わせがあった時に、何人ぐらいのスタッフで、その電話を受けるか、そういうのに対してはどうですか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

例えば、先生とアシスタントの先生2人ずつは厳しいでしょうか。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員

他社と比較をした時に、御社独自の取り組みと言いますか、独自の提案みたいなアピールをすることであれば、教えて下さい。

C社

※回答については、門真市情報公開条例第6条第2号の規定により不開示とする。

委員長

ありがとうございます。まだ質問ある方ございますか。

質疑応答終了

委員長

それでは、これで審査を終了します。審査結果につきましては、1月下旬に通知いたします。ご苦労様でした。

< プレゼンテーション審査 終了 >

委員長

これより審査について御意見をいただきたいと思います。何かご意見のある方はありませんでしょうか。また、確認しておきたいことはありませんでしょうか。

< 意見交換 >

委員長

それでは、審査表の最終確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局は審査表を回収し、集計を始めてください。

集計結果が出るまで、しばらくお待ちください。

< 集計 >

委員長

それでは選定委員会を再開します。まず、集計結果について事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、審査結果を報告いたします。上位から順番に申し上げます。

第一位 《株式会社 エデュケーショナルネットワーク》 (890) 点

第二位 《B社》 (848) 点

第二位 《C社》 (750) 点

以上です。

< 総合評価 >

委員長

それでは、総合評価に入ります。何かご意見のある方はありませんでしょうか。

それでは、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業候補者を「株式会社 エデュケーショナルネットワーク」とし、もし、この事業者が中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業に指定するのに著しく不適当な事由が生じた場合は、2位の「B社」を事業候補者とします。

最後に、今後のことについて事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、今後についてご説明いたします。

まず、本日の総合評価の結果を、応募事業者に対して、書面により通知いたします。

併せて、市ホームページにて選定結果を公表いたします

次に、会議録の公開については、事業候補者が公開された後にしたいと考えておりますので、今後、御発言の箇所の確認をお願いいたします。以上です。

委員長

事務局より今後のことなどについて説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

なければ、以上をもちまして、中学生放課後学習支援 Kadoma 塾事業業務委託選定委員会を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

(了)